

2016年12月14日

よこはまシティユニオン
執行委員長 村野 元清 様

当社福島第一原子力発電所における事故により、立地地域の皆さま、さらには広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

先日ご送付いただきました貴要求書44につきましては、以下の通りご回答いたします。

1. 腰痛の労災隠しの疑いについて

- ①貴社が福島第一原子力発電所において、腰痛災害が発生していないかどうかを調査すること。
- ②少なくとも現場で発症した腰痛は労災であることを周知徹底して、他の労災同様に報告させるとともに労災保険申請を促すこと。

(回答)

当社は元請企業各社に対して、作業中に災害や体調不良が発生した場合には速やかに緊急医療室（ER）へ行くこと、および労働災害発生時には労災申請等適切に対応するよう依頼しております。

このような状況において、これまで福島第一原子力発電所において腰痛災害の発生は報告されておられません。

2. 貴社社員の労災請求について

- ①貴社が精神疾患で休職していた一井さんに対して、なぜ労災保険請求を促さなかったのかを明らかにすること。

(回答)

労災保険の請求は、本人が申請するものであると認識しております。本人から事業主証明の依頼があれば、判断が可能な範囲で証明を行っており、また、労働基準監督署から事実関係等について照会があれば、真摯に対応しております。

なお、個別の事案に関する回答は差し控えさせていただきます。

- ②2014年7月以降に精神疾患で労災認定された貴社社員がいるかいないか、いるのであれば何人であり、計何人が労災認定されたのかを明らかにすること。

(回答)

本件は、非常に機微な情報であり、社内でも一部の関係者のみが知り得る情報とするなど、厳正な情報管理を行っているため、具体的人数の回答は差し控えさせていただきます。

3. 日本語が十分理解できない労働者について

- ①外国人労働者に限らないとはいえ、偽装請負の実態がないかどうかを、労働者へのアンケートなどの方法とは異なるやり方で改めて調査し、その結果を発表すること。

(回答)

これまでも偽装請負の疑いについては、適宜、主要な元請企業へのヒアリングを実施するな

ど、管理実態を把握し適正な状況を確認してきております。

今回のアンケートについても、各作業員が回答した偽装請負が疑われる事例は、元請企業を通じて当該の雇用企業に追加調査を実施し、適切な指揮命令系統の下、作業が行われている事を確認しています。

今後も就労形態に係わる知識向上のため、すべての協力企業を対象に「適正な労働条件確保に関する講習会」の開催や協力企業との意見交換、相談窓口の運用等も行い、就労形態の適正化に向けた取り組みを継続的に実施していきます。

②安全教育においては、労働者の母国語で理解できるようにして、母国による試験を受けさせるようにすること。なお、必要な通訳は労働者を雇用する会社ではなく、貴社が責任をもって配置すること。

(回答)

福島第一原子力発電所の入域に必要な入所時教育等につきましては、日本語が通じない外国国籍の方に対しては英語のテキストを用いたり、雇用主となる企業が通訳を付けたりして対応しています。

なお、法令上、労働者への放射線防護教育の実施は、労働者の雇用主である事業者が行うこととなっていることから、日本語が十分に理解できない労働者への教育等個別のケースについては、各事業者自らの責任で実施するよう、指導・助言しています。

以上

扱い：東京電力ホールディングス株式会社
立地地域部原子力センター